

## 本校の人権教育の目標

- 地域の実態や生徒の発達段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通して、人権尊重の精神の涵養を図る。
- 人権感覚や人権意識を自然と身につけることができる人権教育の整備・充実を図る。

## I 実践

### 1 実践テーマ

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる生徒の育成

### 2 社会科の授業における実践

#### (1) 単元

公民的分野「人権と共生社会」

#### (2) 単元について

本単元は、学習指導要領の公民的分野における(3)「私たちと政治」の「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」を受けて構成されている。この単元では、人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させる。また、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせることをねらいとしている。「内容の取り扱い」において、「身近で具体的な事例を取り上げ、日本国憲法の基本的な考え方について理解させること」とあることから、日本国憲法の基本的原則を具体的な生活とのかかわりから学習させ、自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識させるようにしたい。

#### (3) 指導内容について

生徒たちは基本的人権の尊重という言葉の意味はよく理解している。また、社会において様々な人権侵害や差別があることはわかっているが、具体的にどのような問題があるのかは知らない生徒もいる。まず、人権に関する知識を持つことが、理解を深めることにつながると考えられる。

本時の学習では、自分の意見や考えをまとめ、話し合う活動を行うことにより、「社会的事象の意味を問題解決的に解き明かすこと」を追究し、考えることの楽しさや考えを表現する喜びを味わわせながら、人権や自由について考えさせるようにした。

#### (4) 学習活動について

教科書にある9つの自由を、自分にとって大切な順に順位付けし、なぜその順にしたかそれぞれグループのメンバーに説明する。

- ・ 一番必要だと思う自由は○○です。その理由は、□□と考えるからです。
- ・ 二番目に必要な自由は△△と□□で迷ったけれど、△△にしました。その理由は▲▲だからです。

- |   |                   |
|---|-------------------|
| A | 言いたいことを自由に発言する自由  |
| B | 行きたいところに行く自由      |
| C | 結婚相手を自由に選ぶ自由      |
| D | 読みたい本を読む自由        |
| E | 好きなものを食べる自由       |
| F | 働いて収入を得る自由        |
| G | 自分の興味のあることを勉強する自由 |
| H | 信じたい宗教を信仰する自由     |
| I | 自分の就きたい職業を選ぶ自由    |

- (5) 指導に当たって
- ・ 順位づけに正解はなく、なぜそのように考えたかという過程が大切であることを伝える。
  - ・ グループでの話し合いの際は、各自の判断理由を明確にしながら考えを伝えるよう助言する。
  - ・ 互いの順位づけを話し合うことで、多様な価値観の存在に気付かせる。
  - ・ もしその自由がなかったらどのような生活になるか問いかけ、考えさせる。
- (6) 生徒の感想から
- ・ いろいろな自由があり、順位を決めるのが難しかった。
  - ・ 友達の意見を聞いて、自分とは考えが違っていてもおもしろいと感じた。
  - ・ いろいろな自由があるが、人それぞれ大切に思うものが違っていることがわかった。お互いが違いを認め合って尊重することが大事なんだと感じた。

### 3 人権メッセージへの取り組み

- (1) ねらい
- 人権尊重の精神の涵養を目指す人権教育の推進を図るとともに、生徒の人権意識を高める。
- (2) 対象
- 3学年 社会科公民的分野「人権と共生社会」の学習と関連させて実施する。
- (3) 生徒の作品から
- ・ 人間一人一人には守られるべき「人権」というものがあります。しかし最近はいじめや差別の問題があり、「人権」が守られていない気がします。一人一人が暮らしやすい環境、安心して暮らせる環境を作るためには思いやりの心が大事だと思うので、まずは私から行動を起こしていきます。
  - ・ 私は、社会の学習で障がいのある人への配慮を知りました。身体や知的に障がいのある人でも安心して暮らせるようにバリアフリーを取り入れた施設が多く見られます。わたしはそれでもまだ、障がいのある人は不安だと思います。その方たちに迷いなく手を差しのべられる人になりたいです。

### 4 成果

「人権と共生社会」における学習を通して、日常生活において「当たり前」のように享受している自由や基本的人権が、実は「当たり前」ではなく、「日本国憲法」において保障されているものであり、互いの人権を尊重することがよりよい社会を築くうえでとても大切であることを、生徒達は理解することができた。

また、日本国憲法における自由権について学ぶことで、自由権は、近代における人権保障の中心であり、長い歴史の中で人々が権力者の支配とたたかい、勝ち取ってきた権利であることを生徒は理解することができた。また、現代社会においても世界には自由が保障されていない国や地域もあることを知ることで、日本における民主主義や、その基礎となる日本国憲法の重要性を理解することにつながることができた。

## II 今後の課題

生徒一人ひとりの人権意識を高めるためには、まず「知る」ことが大切である。

人権教育は特別な教育ではなく、学校教育全体を通して行う教育活動である。教師も人権教育への意識を高め、共通理解のもと人権教育にあたるように、研究や研修を充実させていきたい。学校教育を通し、生徒一人ひとりの人権意識を高め、実践できる態度を育てていきたい。